

臨床検査後の残余検体の精度管理・教育利用についてお願い

当院臨床検査科では、より質の高い医療を提供し、医療の発展に貢献するため、日常診療のために採取された検体（血液、尿など）のうち、検査に使用し、余った部分（残余検体）を、「臨床検査を終了した既存試料（残余検体）の研究、業務、教育のための使用について」-日本臨床検査医学会の見解-（2024 年改訂）を遵守して、下記のように、残余検体を利用いたします。趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 対象の残余検体について

当院で検体検査が行われた後の残余検体を対象とします。（当院では検査終了後 1 週間保存された後適切な方法で廃棄されます。そのうちの一部を残余検体として使用します。）

2. 使用目的および方法

検査データの信頼性を確保するための精度管理や機器、試薬の性能確認の評価、および臨床検査の技術向上、学生の教育に利用します。

残余検体を利用する際には個人情報情報を排除後、新たな識別番号を付け使用します。

3. 個人情報および臨床研究について

廃棄予定の残余検体を用いるため、患者さんの生命・健康に影響を及ぼすことはなく、氏名・生年月日などの個人情報情報はすべて削除されてから使用されますので、個人情報情報が洩れることはありません。また、使用・不使用に際し、実際の診療内容に影響することはない、診療上の不利益を受けることはありません。

残余検体を用いた学会発表・学術論文など、研究対象となる場合については、その都度倫理委員会にて審議し、承認を得ます。

4. 残余検体利用の停止について（オプトアウト）

残余検体の上記利用にご承諾いただけない場合は、採血時に担当者までお申し出いただくか、臨床検査科までご連絡ください。

令和 8 年 4 月 10 日

独立行政法人国立病院機構

四国こどもとおとなの医療センター

臨床検査科長

臨床検査技師長

四国こどもとおとなの医療センター臨床検査科
倫理委員会審査判定 08-1